

伊勢崎市いじめ防止基本方針

伊勢崎市教育委員会

目 次

はじめに

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

- (1) いじめ防止対策の基本理念
- (2) いじめの未然防止に向けて
- (3) いじめの早期発見に向けて
- (4) いじめの解消に向けて

2 伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会の設置

3 伊勢崎市いじめ問題調査委員会の設置

4 伊勢崎市いじめ問題再調査委員会の設置

5 学校支援のための取組

- (1) いじめ防止教育の推進
- (2) 相談体制の整備
- (3) 教職員の取組支援

6 保護者・地域支援のための取組

- (1) 保護者、地域の学校運営への参画
- (2) 相談窓口の周知
- (3) 広報啓発活動

7 関係機関との連携

- (1) 県教育委員会との連携
- (2) 警察との連携
- (3) 児童相談所等との連携
- (4) その他の関係機関との連携

8 重大事態等への対処

- (1) 重大事態への対処
- (2) 出席停止

9 いじめ防止基本方針の点検及び見直し

はじめに

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。いじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、市をあげて対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てるとともに、子供たちが現代社会の課題を見つけ、積極的に対処していくような志を育てることが肝要である。

本市におけるいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という）、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「群馬県いじめ防止基本方針」を受け、「伊勢崎市いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

(1) いじめ防止対策の基本理念

- 全ての児童生徒が目標をもち、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こり得る」という認識をもつ。
- いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。

(2) いじめの未然防止に向けて

- 望ましい人間関係や互いの良さを認め合う環境をつくる。また、学校として配慮が必要な児童生徒については、日常的に該当児童生徒の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。
- 子供がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団をつくる。
- 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

(3) いじめの早期発見に向けて

- けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。
- 子供が悩み事等を記入できるアンケートを定期的実施し、いじめにつながる記述があった場合には、迅速で丁寧な聴き取りを行う。
- 家庭との連携では、連絡ノートや電話連絡、家庭訪問により、保護者との情報共有を行い、いじめにつながる事案があった場合、迅速で丁寧な対応を行う。

(4) いじめの解消に向けて

- いじめられている子供（被害者）の立場に立ち、絶対に守り通す。また、いじめる子供（加害者）に対しては、客観的な事実に基づき、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、いじめる子供（加害者）の成長支援の観点から指導を行う。また、学級担任等が一人で抱え込むことのないように、組織的な対応を行う。
- 校長は、いじめの事実に基づき、いじめる子供（加害者）・いじめられている子供（被害者）の保護者への説明責任を果たすと同時に、いじめ解決に向けて努力していく。
- いじめの解消については、謝罪をもって安易に解消と判断せず、いじめられている子供（被害者）又はその保護者への支援やいじめる子供（加害者）への指導又はその保護者への助言を継続的に行い、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）

継続し、いじめられている子供（被害者）がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。

2 伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項の規定に基づき、同項に規定する組織として、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係者により構成される、「伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という）を設置する。

3 伊勢崎市いじめ問題調査委員会の設置

法第28条第1項の規定による調査を行うため、同項に規定する組織として、医療、法律、心理又は学校教育に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者により構成される、「伊勢崎市いじめ問題調査委員会」（以下、「調査委員会」という）を設置する。

4 伊勢崎市いじめ問題再調査委員会の設置

法第30条第2項の規定による調査を行うため、同項に規定する附属機関として、医療、法律又は心理に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者により構成される、「伊勢崎市いじめ問題再調査委員会」（以下、「再調査委員会」という）を設置する。

5 学校支援のための取組

(1) いじめ防止教育の推進

○キャリア教育の推進支援

現代社会の課題を見つけ、積極的に対処していくような志を育てるため、「未来力」学習講座やいせさき教育アンバサダーを講師としたキャリア教育を援助し、児童生徒が、将来の夢や希望を具体的な目標や目的に変え、自己の生き方について考えることができるようにする。

○規範意識の向上への取組支援

生活習慣の指導や情報モラル教育の実践により、規範意識を育むよう指導する。また、5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の時間の実践により、きれいな心ときれいな学習環境をつくるよう指導する。

○児童生徒の自主的な取組支援

学級活動・ホームルーム活動、児童会・生徒会、子ども未来会議において、児童生徒が自主的・自発的にいじめについて考え、改善に向けた活動を進められるよう指導する。また、いせさき未来力向上スキル、いせさきインターネット安心安全活用宣言に基づいて、人との適切な関わり方やネット上のいじめ防止等について指導する。

○教科等の取組支援

全教育活動において協働して課題解決をする学習を積極的に取り入れることや、道徳や学級活動の時間に、いじめを題材として取り上げ、思いやりや生命・人権を大切にすることを子供自身に気付かせる授業を行うことを指導する。

(2) 相談体制の整備

○小学校学習生活相談員・中学校教育相談員の配置

小・中学校に学習生活相談員・教育相談員を配置し、学校の相談体制の機能を高める。

○相談窓口の連携機能の充実

教育研究所の教育相談、学校教育課が相談窓口となり、県及び関係機関と連携を取りながら、深刻な事案に迅速かつ的確に対応する。また、いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力体制の整備を行う。

○スクールカウンセラー等の活用支援

県が配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや生徒指導担当嘱託員の効果的な活用について、県教育委員会との連携を図り、指導・助言を行う。

(3) 教職員の取組支援

○教職員研修の推進

全教職員にいじめ防止対策推進法を理解させ、いじめの未然防止や早期発見・解消に向けた対応力を向上させるため、生徒指導主任研究協議会や教育相談研究協議会、教育相談研修講座等の研修会を実施する。

○情報提供

校長会議や教頭会、生徒指導主任会等において、学校におけるいじめ防止対策に役立てるため、いじめの現状やいじめに関わる資料の活用方法を紹介する。

6 保護者・地域支援のための取組

(1) 保護者、地域の学校運営への参画

学校も地域における教育資源のひとつであると捉え、学校教育の地域社会への積極的な貢献を促し、子供たちに地域の多様な人とのかかわりを経験させ、コミュニケーション能力を育むとともに、地域の人材育成に資する。また、コミュニティ・スクールの実践を踏まえ、学校や地域が課題を共有し、地域ぐるみで課題を解決する仕組みづくりを促す。

(2) 相談窓口の周知

児童生徒や保護者が悩みを相談できるよう、教育研究所の教育相談や学校教育課、県総合教育センター「いじめ・生徒指導相談室」等、市内及び県内の相談窓口の周知を図る。また、学校生活上の不安や悩みを抱える外国人児童生徒や保護者等に対しては、相談とカウンセリングを行う県の事業「外国人児童生徒等教育・心理サポート事業」を周知する。

(3) 広報啓発活動

いじめ防止や情報モラルの向上に関わるリーフレット、のぼり旗等を通して、情報を提供し、保護者や地域と連携していじめの問題の早期発見・解決に取り組む。

7 関係機関との連携

(1) 県教育委員会との連携

必要に応じて、いじめ等の問題行動に対応する県のサポートチーム等の派遣を依頼し、解決を支援する。また、重大な事案が起きた場合、必要に応じて、県のスクールカウンセラースーパーバイザー等の派遣を依頼する。

(2) 警察との連携

○学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づく連携

いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。

○学校警察連絡協議会での情報交換・共有

定期的に会議を開催し、児童生徒の状況と対策について協議を行う。

(3) 児童相談所等との連携

○サポート会議等の開催

児童生徒の状況や対策等について協議し、関係機関と連携した支援の充実を図る。

○中央児童相談所や伊勢崎市の福祉こども部、市民部等との連携

いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。

(4) その他の関係機関との連携

弁護士や医師、法務局、カリキュラムパートナー、伊勢崎市PTA連合会、伊勢崎市青少年育成推進員連絡協議会、青少年指導センター等、関係機関や関係団体との連携を図る。

8 重大事態等への対処

(1) 重大事態への対処

重大事態に係る調査報告書の調査が明確でない、支援方法に課題がある、保護者からの申し立てがある場合は、調査委員会を設け、公平・中立な調査を行い、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態発生防止のために必要な措置を講ずる。必要に応じて、県教育委員会との連携を図る。

調査を実施したときは、調査結果を調査委員会が市長に報告する。

報告を受けた市長は、その調査報告書の調査が明確でない、支援方法に課題がある、保護者からの申し立てがある場合は、再調査委員会を設け、調査委員会からの調査の結果について再調査をする。

再調査を実施したときは、再調査の結果を再調査委員会が市長へ報告する。

なお、調査に当たっては、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意する。

(2) 出席停止

児童生徒の教育に著しく妨げがあると認められる場合には、学校と連携を図り、必要に応じて、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、教育委員会が当該児童生徒の出席停止を命じる。

9 いじめ防止基本方針の点検及び見直し

いじめ防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。

伊勢崎市いじめ防止基本方針策定経緯

策定年月日 平成27年4月

一部改正 平成29年2月

一部改正 平成31年3月